

## 中間前金払制度の導入について

請負業者への円滑な資金提供を図ることで、下請業者への適切な支払いや資金繰りの改善につなげることを目的として、中間前金払制度を導入します。

### 中間前金払制度

着工時の前金払（請負金額の4割以内）に加え、工期の中間時期に保証事業会社の保証を条件に、請負金額の2割以内の額を追加で支払います。

### 中間前金払と部分払の関係

- ・ 中間前金払を選択された場合は、部分払は行いません。
- ・ 工期が複数年度にわたる場合の、当該会計年度末に行う部分払は行います。

### 対象になる工事

以下の要件を満たしている工事です。

- ・ 建設業法第2条第1項に規定する建設工事です。
- ・ 設計金額が1件100万円以上の工事です。
- ・ 前払金を受領している工事です。

### 工期が複数年度にわたる場合

- ・ 工期は当該会計年度の工期と読み替えます。
- ・ 請負金額は当該会計年度の出来高予定額と読み替えます。

### 中間前金払の対象時期等

以下の要件を満たすことが必要です。

- ・ 工期の2分の1を経過していること。
- ・ 工程表により、工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- ・ 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が、請負金額の2分の1以上の額に相当するものであること。

### 中間前払金の額

- ・ 請負金額の2割以内の額（その額に10万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）が限度額です。

### 中間前金払と部分払の選択

- ・工期の2分の1を経過する日までに①「中間前金払と部分払との選択に係る届出書」を工事担当課に提出してください。届出がない場合は、部分払が選択されたものとみなします。
- ・選択後の変更は認めません。

### 中間前金払に係る認定

- ・中間前金払の対象時期等の要件に該当することについて、②「中間前金払認定請求書」、「工事履行報告書」、「実施工程表」などを工事担当課に提出し、認定を受けてください。（認定にあたり他の資料を求める場合があります。）
- ・内容が適当であれば③「中間前金払認定調書」を、適当でなければ「中間前金払不認定調書」を認定請求を受理した日から原則7日（休日を除く）以内に交付します。

### 中間前金払の申請・請求

- ・保証事業会社と中間前金払に係る④保証契約の申請を行ってください。
- ・⑤保証証書とその写し2部を⑥「中間前払金交付申請書」及び「請求書」に添付し、工事担当課に提出してください。
- ・原則、書類を受理した日から14日以内に⑦指定口座に振り込みます。

### 中間前払金の変更等

- ・請負金額を増額した場合の、当該増額分に係る中間前金払は行いません。
- ・請負金額を減額した場合で、返還後の前払金の額と中間前払金の額の合計が減額後の請負金額の10分の6を超えるときは、その超過額を30日以内に返還し、保証契約も変更してください。

